

安全・安心の確保，利用者の保護等の観点から問題のあるライドシェアの導入に
反対し，地域公共交通であるタクシー事業を守る施策推進を求める意見書

少子高齢社会が急速に進展する中，タクシー事業は，地域公共交通の一つとして，ドア・ツー・ドアの便利な個別輸送機関としての機能に加え，多様化する利用者のニーズに対応し，スマートフォンによる配車サービスの普及促進，ユニバーサルデザインタクシーの充実，地元自治体等の要望を踏まえた乗り合いタクシーの展開強化を行うなど，大きな役割を果たしております。

しかしながら，昨今，国は，平成28年7月，シェアリングエコノミー検討会議を設置し，同年11月に中間報告書をまとめ，また，規制改革推進会議においても，一般のドライバーが利用客から運送対価を取って自家用車で利用客を送迎する，いわゆるライドシェアの本格導入に向けた検討を進めています。

ライドシェアは，自家用車の運転手のみが運送責任を負う形態を前提としており，道路運送法，道路交通法，労働基準法等のさまざまな法令と照らし合わせても課題が多く，特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の意義を損なうものであります。

このように多くの問題点を有しているにもかかわらず，ライドシェアが無秩序に地域で展開されれば，結果的に利用客の安全・安心が担保されない事態が常態化するおそれがあり，また，日本全国に展開されれば，国内タクシー事業ばかりでなく，路線バスや鉄道を含めた地域公共交通の存立が危機に陥り，ひいては，地域経済にも深刻な影響を与えかねません。

特に，タクシー事業は，高齢者や障がい者等の交通弱者にとって，介護や通院，買い物など，地域で日常生活を送るために欠かせないきめ細かなドア・ツー・ドアの公共交通機関であります。国民の安全・安心かつ快適，便利な交通機関として，社会生活や地域の経済活動を支える重要な役割を担っており，少子高齢化が一層進む中，地域におけるタクシー事業の重要性は，今後ますます高まることが予想されます。

よって，政府（国）におかれては，地域の公共交通の役割を担っているタクシー事業者が，より安全・安心で快適，便利な交通機関として利用客にサービスを提供できるよう，ライドシェアの導入は行わず，タクシー事業の適正化，活性化のための施策を推進するよう強く要望します。

上記のとおり，地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2018年（平成30年）6月26日

福山市議会

(提出先)

内閣総理大臣

総務大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣

(地方創生規制改革)

衆議院議長

参議院議長